

社会福祉法人多治見市社会福祉協議会

理事及び評議員を募集します

募集人員	理事 1 名 評議員 1 名
任 期	平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日の 2 年間 (ただし、再任を妨げない)
実費弁償	会議 1 回出席につき 3,000 円をお支払いします。
申し込み	所定の略歴書(別紙)及び「私の考える多治見市の福祉」について書かれた小論文(原稿用紙 2 枚程度)を提出してください。
提 出 先	多治見市太平町 2 丁目 39 番地の 1 多治見市総合福祉センター内 多治見市社会福祉協議会 企画総務課
締め切り	平成 24 年 3 月 2 日(金)
会議回数	年 3 ~ 4 回程度

理事について

1 理事の役割

理事の合議体である理事会において法人の経営方針を立て、事業計画や予算等の法人の重要な方針決定に参画します。理事会は、社会福祉法人の中心となる機関です。

地域住民の代表者である自治会関係者、民生児童委員、社会福祉関係団体の関係者、学識経験者等で構成されています。

2 理事の要件

社会福祉法人の公共性についての的確な認識を持っていること。

社会福祉法人の役員としての倫理性を持っていること。

設置経営している事業についての概括的理解を持っていること。

それぞれの役職に課せられている役割について理解を持っていること。

当該社会福祉法人の設立趣旨、特質等について理解を持っていること。

良心的判断を下し得る人間的成熟と協調性を持っていること。

それぞれの役割のボランティア性についての理解を持っていること。

それぞれの役割を果たすために、最低必要な時間の余裕、健康及び経済的安定が確保されていること。

3 理事の欠格事由

成年被後見人又は被保佐人

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

評議員について

1 評議員の役割

評議員会は、予算、決算、事業計画及び事業報告、理事の選出をはじめ、重要な事項を議決する機関です。社会福祉法人の公共性に鑑み、広く関係者の意見を聴くこととしております。

2 評議員の要件

社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験のある者で、当該法人の趣旨に賛同して協力する者であること。

各評議員とその親族その他特殊の関係のある者が3名を超えて含まれてはならないこと。

【問い合わせ】	
多治見市社会福祉協議会 企画総務課	
電 話	2 5 - 1 1 3 1
F A X	2 5 - 1 1 3 2